

投票日当日に投票に行けない人は期日前投票を！

日時 10月14日(月・祝)～19日(土) 午前8時30分～午後8時

場所 市役所1階市民ホール

※次の日時には、アル・プラザ亀岡(3階)でも期日前投票ができます。

日時 10月17日(木)～19日(土) 午前10時～午後6時

期日前投票とは

投票日に仕事、用事、旅行、出産などのため、投票所に行けない人は、期日前投票ができます（満18歳になっていない人は、期日前投票はできません）。

この期日前投票では、宣誓書に必要な事項を記入してから、投票用紙を直接投票箱に入れて投票します。

不在者投票の手続き

次に該当するときは不在者投票ができます。

①他の市区町村で不在者投票を行うとき

出張や旅行などにより他の市区町村に滞在中の人は、宣誓書兼請求書(あらかじめ選挙管理委員会へ用紙の請求が必要です)に記入の上、亀岡市選挙管理委員会に直接または郵送で投票用紙などを請求してください。

②指定病院などで不在者投票を行うとき

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入っている人は、不在者投票管理者(病院長や施設長など)に申し出てください。

③選挙期日までに18歳になるが、投票する時点では17歳の人

※これら不在者投票も10月14日(月・祝)からの投票となりますので注意してください。

郵便等による不在者投票

次に該当する人は、郵便等による不在者投票ができます(自宅で投票できます)。

この場合、事前に郵便等投票証明書(申請に基づき、該当の有無を確認後、選挙管理委員会から郵送します)を受け取っておく必要があります。

10月16日(水)までに、この証明書を提示し、投票用紙などを請求してください。

◆郵便等による投票ができる人◆

手帳の種類	障がいなどの種類	障がいなどの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級もしくは2級または同程度と認められた人
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級もしくは3級または同程度と認められた人
	免疫、肝臓	1級から3級までまたは同程度と認められた人
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※郵便などによる不在者投票ができる人で、一定の要件に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人(有権者)に投票の記載をしてもらう「代理記載制度」があります。詳しくは、亀岡市選挙管理委員会へ問い合わせてください。

選挙公報は新聞折込でお届けします

候補者の経歴や主張などを掲載した選挙公報は、新聞折込(スポーツ紙、政党新聞などは除く)で配布します。

京都、読売、朝日、毎日、産経、日本経済新聞以外の新聞を購読されているご家庭や、何らかの理由で選挙公報がお手元に届かなかった人は、選挙管理委員会まで問い合わせてください。また、市内の公共施設やJR各駅などに配置する公報ボックスにも備えています。

代理投票・点字投票

字を書くことや目の不自由な人は、係員が代筆して行う「代理投票」や「点字投票」ができますので、係員に申し出てください。

問 亀岡市選挙管理委員会

TEL 25-5057 FAX 24-5501

HP <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

(選挙管理委員会)